# 募集

## 町区域の新設に関する市民懇談会 市民会員

相原・小山土地区画整理事業の実施に伴う町区域の新設・名称を検討する会です。

○資格　相原・小山土地区画整理事業区域に関係する、市内在住で20歳以上の方
○期間　6月～9月
○人員　5人
○応募　住所・氏名・年齢・職業・性別・電話番号を明記し、郵送で6月11日～20日に都市計画課（〒194－8520、中町1－20－23、☎724・2155）へ。
※定員を超えた場合は、6月21日に都市計画課で公開抽選を行います。

## 一般体操フェスティバル2002まちだ 参加グループ

健康づくりを目的として活動するグループが一堂に会し、練習の成果を発表する「一般体操フェスティバル2002まちだ」（11月6日に開催予定）に参加していただけるグループを募集します。

○対象　地域における健康づくり体操の普及発展や国際親善に関心のある一般体操のグループ
○費用　1人1000円
○申し込み　ハガキに団体名・種目または内容・代表者の住所・氏名・電話番号を明記し、6月18日まで（必着）にスポーツ課（〒194－0045、南成瀬5－12、☎724・3440）へ。
※参加希望団体は、6月22日午後3時からサン町田旭体育館で行われる説明会に出席していただきます。
圃町田市リズム運動サークル☎734・1290、スポーツ課☎724・3440

## 町田BBS会員

BBS活動とは、ともだち活動、非行防止活動、研さん活動などを通じて、非行に陥った少年少女の立ち直りを助ける青年のボランティア活動です。

○対象　18～30歳ぐらいの方（職業・性別・学歴は問いません）
○定員　若干名
○申し込み　電話で東京保護観察所八王子支部更正保護振興課（☎0426・42・2231）へ。
圃福祉総務課☎724・2537

# 公開しています

## 町田市行財政改革審議会

第8回町田市行財政改革審議会を開催します。傍聴を希望される方は、6月24日までに行政管理課（☎724・2108）へご連絡下さい。

○日時　6月25日（火）午前9時～正午
○会場　市役所地下特別会議室（小）
○議題　①行財政改革大綱の検討に向けて（その4）　②その他
○定員　10人（申し込み順）

## 町田市街づくり条例 検討委員会

第7回町田市街づくり条例検討委員会を開催します。傍聴を希望される方は、開催10分前までに直接会場へおいで下さい。

○日時　6月22日（土）午後1時30分から
○会場　市役所地下特別会議室（大）
○定員　20人（先着順）

**【「街づくり提案書」閲覧できます】**

街づくり条例を検討する上での参考とするため、2000年度に市内2地区を「街づくりモデル地区」に選定し、地区住民の皆さんに、自分の住む街のあり方などについて考えていただきました。その結果がこの度まとまり、市長に提案されました。

この提案を閲覧用に製本しましたので、都市計画課、市政情報やまびこ、中央図書館などでご覧いただけます。

○内容　「町田市弥生ヶ丘地区まちづくり提案」…弥生ヶ丘まちづくりの会（本町田地区）▽「南町田地区まちづくり構想」…南町田をつくる会（南町田地区）
圃都市計画課☎724・2538

# ご案内

## 老人医療費助成（㊫医療証）制度

東京都では、昭和11年6月30日以前に生まれた69歳までの健康保険に加入している方で、本人の所得が基準額以下（＝表1）の方に医療費の助成制度を実施しています。該当する方には㊫医療証（平成14年7月1日以降適用）を交付します（申請が必要です）。

※社会保険（政府管掌・組合・共済）本人の方は、制度の対象となりません。

都内の医療機関で診療を受ける時に健康保険証と㊫医療証を提示すると、保険診療分の窓口での支払が原則として、かかった医療費の1割分になります。

※保険外は全額自己負担です。

①交付申請には、健康保険証、認印が必要です。今年の1月2日以降に転入した方は、1月1日現在居住していた市区町村の所得証明書も必要です。

なお、所得、年齢が該当する方には、ご案内を通知します。

②すでに㊫医療証をお持ちの方で引き続き老人医療費助成が受けられる方には、7月1日からお使いいただく新しい医療証を6月下旬にお送りします（申請は不要です）。また、所得が基準額を超えるなどで受給資格のなくなる方には、資格消滅通知をお送りします。

なお、有効期限の過ぎた医療証はお早めに高齢者福祉課（☎724・2144）または、南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺の各市民センター、小山センターへお返し下さい。

**【昭和11年7月1日以降に生まれた方の適用時期】**

表2のとおりになります。

**表1　㊫医療証の本人所得基準額（平成15年6月30日までの基準）**

| 扶養親族等の数 | 基準額 |
|---|---|
| 0人 | 2，572，000円 |
| 1人 | 3，052，000円 |
| 2人 | 3，432，000円 |
| 3人 | 3，812，000円 |

**表2　昭和11年7月1日以降に生まれた方の適用時期**

| 生年月日 | 適用になる時期 |
|---|---|
| 昭和11年7月1日から昭和12年6月30日までに生まれた方 | 平成16年7月1日から |
| 昭和12年7月1日以降に生まれた方 | 老人医療費助成制度の適用はありません |

## 平成14年度 小・中学校教科用図書展示会

○期間　6月21日（金）～7月10日（水）
※土・日曜日は除く。
○時間　午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）
○会場　教育研究所（木曽町）
圃指導課☎724・2178

## 現況届けをして下さい

**【児童手当・特例給付・児童育成手当を受給している方】**

現在手当を受給している方は、現況届けを提出する必要があります。現況届けを提出しないと、6月分からの手当が受けられなくなります。

乳幼児医療費助成は今年度から現況届けを廃止しましたので、提出の必要はありません。なお、所得を公簿確認させていただき、資格が継続する方には10月以降に新しい医療証を、所得超過により資格が消滅する方には資格消滅通知をそれぞれ9月末に送付します。

**【期日・提出方法】**

対象の方にはすでに現況届けの用紙を送付していますので、必要事項を記入のうえ、6月28日までに、児童福祉課へお届け下さい（郵送可）。なお、各市民センター等での出張受付は行っていませんのでご注意下さい。

**【添付書類】**

①年金加入証明書＝児童手当・特例給付を受けている方で、国民年金以外の年金に加入している場合（職場で証明を受けて下さい）
②保護者の平成14年度（平成13年中）の児童手当用所得証明書＝各手当を受給している方で平成14年1月2日以降町田市へ転入された場合（平成14年1月1日の住民登録地の区市町村からお取り寄せ下さい）
※平成14年1月1日以前から町田市に在住している方は所得証明書の添付は必要ありません。
圃児童福祉課☎724・2139

## 漏水調査にご協力を

市内の配水管及び給水管の漏水調査を実施します。これは、地表面に表れない漏水を発見し、修理するためのものです。『身分証明書』を携帯し、『腕章』を付けた調査員が、敷地内に入らせていただくこともありますので、ご協力をお願いします。

○調査期間　6月上旬～9月下旬
○調査区域　中町・旭町・森野・木曽町・山崎町
○調査方法　漏水調査機器及び音聴棒による調査、並びに夜間流量測定作業
※道路の配水管調査は夜間も行いますが、ご家庭の給水管（メータ器まで）の調査は昼間に行います。
※漏水調査の実施に伴い、調査員を装って、浄水器等の購入を勧めるといった悪質業者が現れることが予想されます。「漏水調査」では、浄水器等の販売・あっ旋をすることは決してありません。また、金銭を請求することもいっさいありません。不審に思われましたら、身分証の提示を求めるなどして、ご確認下さい。
圃水道部給水課☎721・3257

## 有資格ヘルパー 訪問介護員キャリアアップ研修

各回とも同一内容です。

○対象　2級ホームヘルパー（1級、介護福祉士も含む）を取得し、現在、在宅介護業務に従事している方
○会場　町田市民病院
○定員　いずれも各回40人
○申し込み　各回の開催1か月前に、各訪問介護事業所で配布する申込書で申し込んで下さい。
圃（財）ダイヤ高齢社会研究財団・町田分室☎0120・760・176または高齢者介護課☎722・3111内線2570

**訪問介護員キャリアアップ研修日程表**

| 内容 | 日時 |
|---|---|
| 第1回 介護方法を見直そう | ①7／17（水）　9:00～11:30 |
| | ②7／17（水）　13:30～16:00 |
| | ③7／27（土）　9:00～11:30 |
| 第2回 体位変換（ベッド上での介助） | ①8／21（水）　9:00～11:30 |
| | ②8／21（水）　13:30～16:00 |
| | ③8／24（土）　9:00～11:30 |

## 野津田町、大蔵町、金井三丁目、薬師台一丁目の一部、及び薬師台二・三丁目の全域 公共下水道が利用できます

7月1日(月)から、野津田町、大蔵町、金井三丁目、薬師台一丁目の一部及び薬師台二・三丁目の全域で公共下水道が利用できるようになります。

今回、利用ができる区域に建物を所有している方には、水洗化のパンフレット・指定工事店名簿を配布します。

なお、今回の利用開始に伴い、図面等をご覧いただけます。

○縦覧期間　6月12日（水）～20日（木）
※土・日曜日は除く。
○時間　午前8時30分～午後5時
○場所　下水道部業務課（成瀬クリーンセンター内）

**【切り替え工事について】**

くみ取り便所（し尿浄化槽を含む）を水洗便所に改造する工事は、指定工事店に依頼して下さい。なお、水洗便所改造資金貸付制度がありますのでご利用下さい。

※薬師台地区及び野津田町の一部など、ご家庭から出る汚水を薬師台三丁目にある集中浄化槽で処理している地区については、宅地内の切り替え工事は必要ありません。

**【水洗化をしなければならない期限】**

くみ取り便所の家庭は3年以内に改造工事を、戸別浄化槽使用の家庭は遅滞なく（1年以内に）切り替え工事をして下さい。

**【工事は必ず指定工事店で】**

市の指定工事店と偽り、下水道利用（予定）区域内で、宅内の水洗化工事（浄化槽からの切り替え工事を含む）を勧誘する業者がいるようです。市では技術的に一定の水準を有する者が専属し、市長が指定をした工事店でないと水洗化工事ができない指定工事店制度をとっています。工事を申し込む際には、必ず指定工事店かどうか確認して契約するようお願いします。

**【悪質な業者にご注意を】**

市内各所で、市役所の方から来たと称して各家庭を訪問し、汚水ます・汚水配管等の清掃・点検をして高額な料金を請求する業者がいるようです。

市では、このような依頼は一切行っていません。公共汚水ますの点検については、8年に1回程度、市が実施しています。

宅地内の汚水管のつまり・悪臭等が生じたときには、町田市排水設備工事指定工事店にご相談下さい。

圃下水道部業務課☎720・1833